

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並び器具及び備品一定額法
- ・リース資産 ー該当なし

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 ー職員の退職金の支給に備えるため、一般財団法人 三重県社会福祉事業職員共済会制度の基準により退職給与引当金を計上している。
- ・賞与引当金 ー職員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に対応する支給見込額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度 ーゆい保育園の全常勤職員は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 三重県社会福祉事業職員共済会制度 ーゆい保育園の全常勤職員は、三重県社会福祉協議会の実施する三重県社会福祉事業職員共済会制度に加入している。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業、収益事業は、実施していない為作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - (ア) ゆい保育園拠点（社会福祉事業）
 - 「柚井児童福祉会サービス区分」
 - 「ゆい保育園サービス区分」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地（基本）	59,913,385	0	0	59,913,385
建物（基本）	99,105,856	0	3,378,608	95,727,248
建物附属設備（基本）	24,482,443	0	2,398,702	22,083,741
合計	183,501,684	0	5,777,310	177,724,374

7. 会計基準第3章4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

国庫補助金等特別積立金2,492,999円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

桑名市多度町小山2097番地1の土地	59,913,385円
同所の建物	95,727,248円

計 155,640,633円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（一年以内返済予定額含む）	22,294,000円
----------------------	-------------

計 22,294,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
土地（基本）	59,913,385		59,913,385
建物（基本）	112,620,288	16,893,040	95,727,248
建物附属設備（基本）	33,695,537	11,611,796	22,083,741
小 計	206,229,210	28,504,836	177,724,374
その他の固定資産			
土地	1,172,015		1,172,015
建物	35,980,000	32,382,000	3,598,000
構築物	44,937,174	18,901,590	26,035,584
車輛運搬具	8,643,687	6,103,668	2,540,019
器具及び備品	40,974,063	33,336,584	7,637,479
小 計	131,706,939	90,723,842	40,983,097
合 計	337,936,149	119,228,678	218,707,471

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	2,660	0	2,660
合 計	2,660	0	2,660

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他の社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

国庫補助金等特別積立金に係る調整

新会計基準移行に伴い昭和54年4月に取得した旧保育園園舎について、国庫補助金等特別積立金の調整を行った。